

東京・千葉地区2国立大学法人  
公共工事入札監視委員会に関する運営要項

平成30年11月28日  
東京・千葉地区2国立大学法人  
公共工事入札監視委員会  
令和元年5月1日一部改正  
令和2年12月18日一部改正  
令和3年3月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この運営要項は、「東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会の設置・運営に係る協定書」及び「東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会実施要項」(以下、「実施要項」という。)に基づき、国立大学法人東京工業大学(以下、「甲」という。)及び国立大学法人千葉大学(以下、「乙」という。)が共同で設置した東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会(以下、「委員会」という。)の運営等を適正に行うために必要な事項に関して定めるものとする。

(開催)

- 第2条 委員会は委員のうち過半数が出席しなければ、成立しないこととする。
- 2 実施要項第2条第1号及び第2号に掲げる事項に係る委員会は、年1回以上開催する。
  - 3 実施要項第2条第3号に掲げる事項に係る委員会は、再苦情処理の必要に応じて開催する。
  - 4 実施要項第2条第4号に掲げる事項に係る委員会は、甲又は乙の学長の諮問に基づき開催する。
  - 5 前3項に規定する会議は、非公開とする。

(委員会の開催時期)

- 第3条 前条第2項に規定する委員会の開催時期は、原則、毎年度上半期とする。
- 2 上記以外に、甲又は乙の判断で必要に応じて開催することができるものとする。

(委員会への報告)

- 第4条 実施要項第2条第1号及び第2号の規定による委員会への報告は、原則として、会議開催の前年度の間に甲及び乙において契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務以下「工事等」という。)について、次の各号のいずれかに掲げる資料を提出して行うものとする。
- 一 一般競争に係る参加資格の設定理由及び経緯等
  - 二 随意契約に係る理由及び経緯等
  - 三 企画競争及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る公募要件等の設計理由及び経緯等
  - 四 契約方式の選択理由及び経緯等
- 2 報告の対象とする案件は、甲・乙ともに予定価格が500万円を超える建設工事及び設計・コンサルティング業務とし、報告の様式は別記様式1から5とする。

(審議の対象となる案件の抽出等)

- 第5条 委員会において審議の対象となる案件の抽出は、前条第2項に掲げる建設工事及び設計・コンサルティング業務の中から、委員会により事前に無作為の方法により抽出するものとする。
- 2 委員会が抽出する案件は各委員が抽出し、委員長が6から10件程度に決定するものとする。

(審議参加の制限)

第6条 委員は、実施要項第2条第2号から第4号までに掲げる事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に係る議事に加わることはできない。

2 委員は、前項の規定に該当する議事のある場合は、ただちに委員会に申し出るものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、実施要項第2条の各号に掲げる事項を処理する上で、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(再苦情申立書)

第9条 実施要項第2条第3号の規定による委員会（以下「再苦情処理会議」という。）は、甲又は乙において再苦情申立書（別記様式6）による再苦情の申立てがあった場合に、再苦情の申立てがなされた大学から依頼された場合に開催する。

(議事要旨の作成及び公表)

第10条 第2条の規定に基づき委員会を開催した場合には、議事の要旨を公表する。

2 委員会は、実施要項第2条第2号の規定により意見の具申又は勧告を行った場合は、これを公表するものとする。

3 委員会は、実施要項第2条第3号の規定により意見書を作成し、報告を行った場合は、これを公表するものとする。

4 委員会は、実施要項第2条第4号の規定により甲又は乙の学長が審議を求めた事項に対し答申を行った場合は、これを公表するものとする。

5 前各項については別記様式7及び別記様式8によって速やかに作成し、甲及び乙それぞれのホームページにおいて公表する。

(運営要項の改正)

第11条 この運営要項の改正は、委員会の協議を経て行うものとする。

附 則

この運営要項は、平成30年11月28日から実施する。

附 則

この運営要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この運営要項は、令和2年12月18日から実施する。

附 則

この運営要項は、令和3年4月1日から実施する。ただし、改正後の東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会に関する運営要項（以下「改正要項」という。）の規定にかかわらず、実施要項第2条第1号及び第2号に掲げる事項に係る委員会については、令和3年度は開催しないものとし、令和4年度の開催における改正要項第4条の適用については、「会議開催の前年度の間に甲及び乙において契約した」とあるのは「令和3年1月から令和4年3月までの間に甲及び乙において契約した」と読み替えるものとする。